

平成19年度 浄化槽設置補助金の申込み

補助対象の浄化槽

平成19年度中に設置が完了して、使用開始ができる浄化槽で、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録している5〜10人槽が補助対象になります。

補助対象の建物

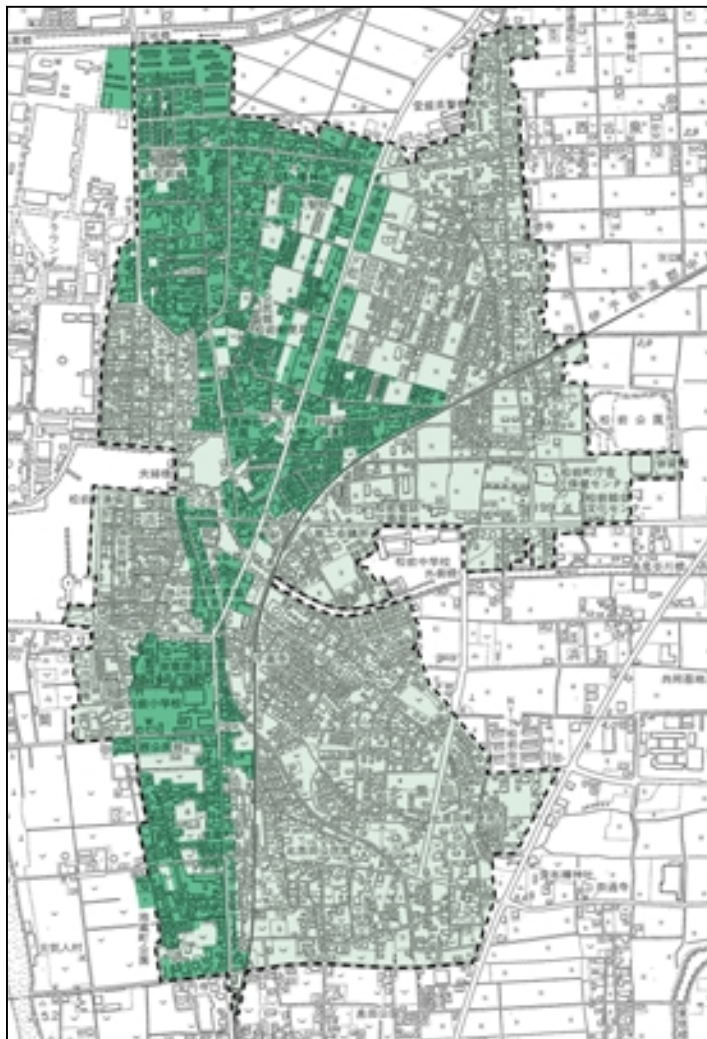
個人のおもに居住を目的とした建物又は同一建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物が補助対象になります。

※ 店舗、事務所、作業所など

補助対象の区域

どは補助対象になりません。

公共下水道整備認可区域(地図参照)については補助対象になりません。認可区域以外はすべて補助対象区域となります。



※ 浄化槽補助対象地域は [] の外側です。
公共下水道整備認可区域は [] の内側です。

※ 補助対象区域が区域外かについては、事前にお問い合わせください。

申込期間

3月22日(木)から
5月22日(火)まで

執務時間中

補助対象者の条件

- ※ 土・日曜日、祝日を除く
- ※ 平成18年度の市町村税・国民健康保険税・介護保険料に滞納がない者
- ※ 過去に町の補助金で設置したことがない者
- ※ 浄化槽法第7条及び11条の水質に関する検定を受検する者
- ※ その他、詳しい内容については、事前にお問い合わせください。

補助対象者の決定方法

抽選により決定します。
抽選の詳しい日時・内容などについては、締切り後、申込者に郵送で直接お知らせします。(6月上旬を予定)

なお、補助対象基数に申込者数が達しない場合は、抽選は行わず、申込者全員に補助対象決定の通知を送付します。

また、5月22日(火)以降の申込みについては、予定基数

を超えている場合、キャンセル待ちによる受付けとなります。

申込場所

役場1階生活環境課

申込方法

浄化槽設置予定の本人又は委任状持参の代理人が役場生活環境課窓口で申込みをしてください。

なお、申込時には、設置場所、住宅の延べ床面積が確認できる書類(人槽が分かる書類)、印鑑(シヤチハタ不可)を持ってきてください。

(印鑑は、設置者本人・代理人両方が必要)

※ 電話での申込みや受付開始日前の予約申込みはできません。

補助金額及び予定基数

予算の範囲内で補助金を交付します。なお、基数については、5人槽62基、7人槽57基、10人槽11基を予定していますが、国・県に要望のため、決定により減少することもあります。

問い合わせ

役場生活環境課生活環境係

☎ 985-4117